

令和4年度山梨県新型コロナウイルス感染症変異株ゲノム解析実施に係る検体搬送業務委託
入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年山梨県規則第76号）、本件に係る入札公告（以下「入札公告」という。）に定めるもののほか、本件の業務委託契約について、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日

令和4年3月16日（水）

2 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和4年度山梨県新型コロナウイルス感染症変異株ゲノム解析実施に係る検体搬送業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和4年度山梨県新型コロナウイルス感染症変異株ゲノム解析実施に係る検体搬送業務委託」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務履行期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

(4) 契約担当者

山梨県知事

(5) 入札の位置付け

本入札は、年度開始前の契約準備行為であるため、本入札における落札の効果は、令和4年4月1日（金）（令和4年度予算発効時）において効力を生じるものとする。

3 一般競争入札の参加資格

次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(2) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第

二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(4) 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

4 入札説明会

本入札では、入札説明会を実施しない。

5 入札参加資格の確認

入札参加者は、必要書類を添付した一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書の提出期間

公告日から令和4年3月22日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、同月22日（火）までに到着するよう提出すること。

(2) 確認申請書の提出方法

確認申請書の提出は、持参又は郵送するものとする。

(3) 確認申請書の提出場所

山梨県感染症対策グループ 感染症対策推進（山梨県庁防災新館202会議室）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話 055-223-1326（直通）

(4) 添付書類

ア 物品等競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 貨物自動車運送事業法の規定に基づく一般貨物運送事業の許可証または貨物軽自動車運送事業の届出に係る受理書等の写し

(5) 提出部数

1部

(6) 入札参加資格の確認結果

入札参加資格の確認結果は、令和4年3月23日（水）までに「入札参加資格確認通知書」を申請者宛て郵送により通知する。この通知書の「入札参加資格の有無」欄の「有」に○印が付された者のみが入札に参加することができる。

(7) その他

ア 提出期限後の確認申請書の差替え及び再提出は認めない。

イ 確認申請書の内容について聴取する必要がある場合は連絡するので対応すること。

ウ 提出された確認申請書は、県において公表及び無断使用はしない。

エ 提出された確認申請書は、返却しない。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。

(1) 手続

令和4年3月24日(木)午後4時までに山梨県知事宛ての書面(様式任意)を持参、郵送又は電子メールにより行わなければならない。

(2) 回答

書面を令和4年3月25日(金)までに郵送により回答する。

7 入札説明書及び仕様書に関する質問書の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問事項がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、質問票(様式第4号)に記入の上、令和4年3月18日(金)午後5時までに、電子メールでのファイル添付により次のメールアドレスに提出すること。

なお、電子メールで提出する際は、件名を「令和4年度山梨県新型コロナウイルス感染症変異株ゲノム解析実施に係る検体搬送業務委託に係る入札に関する質問」とし、送信後「12 その他(3) 問合せ先」へ電話し、到着を確認すること。

電子メールアドレス kansensho@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 質問に対する回答

質問への回答は、令和4年3月22日(火)午後5時までに、山梨県ホームページに掲載する。

URL <https://www.pref.yamanashi.jp/shinchaku/kansensho/nyuusatsu-genome.html>

8 入札

(1) 入札書の提出方法、提出期限及び提出先

入札書の提出は書留郵便によることとする。令和4年3月28日(月)午後5時までに到着するよう入札書を提出すること。

提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県知事直轄組織感染症対策グループ 感染症対策推進あて

※ 内封筒及び外封筒の二重封筒とすること

※ 入札書を内封筒に入れて密封のうえ、当該封筒の封皮に商号又は名称を朱書きし、外封筒の封皮には「令和4年3月29日開札「令和4年度山梨県新型コロナウイルス感染症変異株ゲノム解析実施に係る検体搬送業務委託」に係る入札書在中」と朱書きすること

(2) 入札の辞退

入札参加資格確認通知書により入札参加資格を有することを確認したが、入札を辞退する者は、令和4年3月28日(月)午後5時までに入札辞退届(参考様式)を「12 その他(3) 問合せ先」にファックスもしくは電子メールで提出すること。なお、ファックスもしくは電子メールで提出した際は、その旨電話にて伝えること。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和4年3月29日(火) 午前10時

場所 感染症対策グループ

(4) 入札の方法

ア 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び質問に対する回答を熟知の上、入札しなければならない。入札後、入札公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、意義を申し立てることはできない。

イ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語によるものとし、入札金額は、日本国通貨によるものとする。

ウ 入札金額は、仕様書に定められた業務の履行に要する一切の経費を見積もること。

エ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税法に定める消費税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

オ 入札書の記載内容を訂正したときは、当該訂正箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額を訂正した入札書は無効となる。

(5) 落札者の決定方法

ア 規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定するものとし、入札参加者の代わりに、本入札事務に関係のない山梨県知事直轄組織感染症対策グループの職員が、代わりにくじを引くものとする。

ウ 落札者決定後は入札参加者全員に落札結果を送付する。

エ 開札の結果、不落となった場合には、最低入札価格者と協議することができるものとする。

9 入札の無効

次の者の入札は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札
- (2) 入札条件に違反した者が行った入札
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札
- (4) 規則第129条各号のいずれかに該当する入札

1 0 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。ただし山梨県財務規則第109条の2の各号に該当する者は、これを免除する。
- (3) 規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

1 1 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、各自各1通を保有する。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語は日本語とし、金額は日本国通貨によるものとする。
- (3) 契約は、山梨県知事と契約の相手方が契約書に記名押印した時に確定する。

1 2 その他

- (1) 契約の相手方が契約締結までの間に「3 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(3) 問合せ先

山梨県感染症対策グループ 感染症対策推進

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話 055-223-1326 (直通)

FAX 055-223-1649

電子メールアドレス kansensho@pref.yamanashi.lg.jp